定住促進住宅（勢理客地区）２号棟建築整備工事

公募型プロポーザル実施要領

令和８年１１月

「定住促進住宅（勢理客地区）２号棟建築整備工事」公募型プロポーザル実施要領

実施目的

持続的な村づくりに必要な人材を確保するため、専門職（保健、福祉、教育、保育等）向け定住促進住宅を整備する。

施工企画の提案を募集し、早期かつ最も適切な者を当該工事の受注者として選定することを目的とする。

２　工事概要

（１）工事名

定住促進住宅（勢理客地区）２号棟建築工事

（２）工事目的

本村の定住環境の要となる介護、福祉、教育、保育等の専門的な人材や、一次産業の担い手等として移住希望者の受け入れることにより、定住促進、人材確保・育成を図り、本村の持続的な発展に繋げることを目的とする。

（３）工事内容

仕様書のとおり

（４）履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

（５）提案上限額

86,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は予算の上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。

選定結果に基づき、村は選定業者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、この金額を上限として契約を締結するものとする。

３　参加資格

沖縄県内に本店、支店、営業所を有し、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しないこと。

（２）社会更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（４）過去５年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体が発注した下記業務の実績（元請けに限る）を有すること。

①同種工事：「PPP 事業」に関連する実績を有する者

②類似業務：自社物件を有する者

（５）応募は単独に限らず、共同企業体でも可とする。その場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、上記（１）から（３）の要件を満たすこと。

ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、上記（４）の要件を満たす者であること。

４　参加申込書及び企画提案書の作成及び提出方法等

（１）企画提案に係る参加申込書（様式第１号）

①提出方法／郵送による

②提出期限／令和８年１１月２０日（金）午後 5 時 00 分まで

期限内に到着するよう送付することとし、電話連絡にて送付確認を行うこと。

（２）質問受付及び回答（様式第２号）

①質問受付／令和８年１１月２０日（金）午後 5 時 00 分まで

②提出方法／様式第２号に質問事項を記入のうえ、電子メール添付にて質問すること。

送付先アドレス：tetsuya@vill.izena.lg.jp

③回答／令和８年１１月２４日（火）午後 5 時 00 分までに参加表明書を提出した全ての者に対して、電子メールにて行う。

（３）企画提案書の提出

①提出期限／令和８年１１月２５日（水）午後 5 時 00 分まで

②提出場所／伊是名村役場建設環境課　宛

〒905-0695　沖縄県島尻郡伊是名村字仲田1687番地22

TEL：0980-45-2004　FAX：0980-50-7011

③提出方法／郵送による

④提出書類／提出書類については１０部（正本１部、副本９部）とし、全てＡ４版（両面不可）とすること。

ア 企画提案資料提出届（様式第３号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 工事実施体制（様式第４号）

エ 実施行程表（任意様式）

オ 施工実績書（様式第５号）
カ 事業者概要（任意様式、パンフレット可）
キ 見積書（任意様式）内訳、単価等が明記されていること。
ク 委任状（様式第６号）
※企画提案書等に記載する内容については、10.5 ポイント以上の文字を使用し、専門用語等を多用せず、審査する者にとって分かりやすい内容とすること。
※会社概要については、企業概要をまとめたもの（Ａ４版１頁）又 は企業パンフレットのいずれかを提出するものとする。なお、共同企業体で提案する場合は、それぞれの会社概要を提出すること。
※委任状は共同企業体で提案する場合に構成員ごとに提出すること。

４　審査方法

提出された書類と提案者からのプレゼンテーションの内容を審査要領に基づき、村で構成する審査会において審査を行い、審査委員の合計得点を総計した合計が最も高い者を受注候補者として選定するが、受注候補者に選定された者が辞退した場合、もしくは、参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点者を受注候補者として選定する。

なお、審査結果については、全ての提案者に文書で通知するものとする。なお、審査委員会は非公開で行い、審査経過や審査結果に関する問い合わせには応じない。

５　プレゼンテーション

（１）日　程

予定日　：令和８年１１月２７日
場　所：伊是名村役場大会議室
※日時、場所等の変更の場合もあります。

（２）企画提案の説明及びヒアリング

１業者あたり３０分程度（プレゼンテーション：２０分、質疑応答：１０分）

（３）その他

プレゼンテーションにプロジェクター、パワーポイント等を使用する場合には、事前に報告し、使用するPC等の機器は各参加者で用意の上、当日持参すること。
なお、プロジェクター及びスクリーンは村で用意する。

６　審査基準

企画提案の選定にあたり、審査委員会において次に掲げる事項について総合的に勘案し評価を行う。

（１）企画提案の内容が事業の目的を踏まえ、明確であること。
（２）企画提案の内容が伊是名村の今後の施策・取組へ反映可能な内容であること。

（３）企画提案の内容が予見を満たし、予算内で実施可能なものであること。
（４）実施内容をふまえた現実的な作業スケジュールとなっていること。
（５）沖縄県内において同種工事、類似工事の経験を有し、地域特性や地域情報に精通していること。
（６）本工事を実施するために必要・適切な技術者配置がなされていること。
（７）提案上限額の範囲内であり、かつ明確、適正に経費が見積もられていること。

７　契約の締結

選定された受注候補者と工事内容について協議を行い、建築工事請負契約を締結する。ただし、受注候補者と工事に関する必要な協議が合意に至らなかった場合には、次点候補者と契約交渉を行う。

８　その他

（１）企画提案書等の作成・提出、プレゼンテーション参加等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。
（２）企画提案書提出後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、村が認めた場合はこの限りではない。
（３）提出された企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、伊是名村が必要と判断した場合は、企画提案書等の複製、記録及び保存を行う。
（４）提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
（５）提出する企画提案書は１事業者あたり１案に限るものとする。なお、共同企業体の場合は代表企業１案に限る。
（６）実施要領に適合しない参加又は応募書類に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
（７）本実施要領に定めるもののほか、必要な事項は伊是名村建設環境課が定める。

９　本件に関する問い合わせ

〒905-0695　沖縄県島尻郡伊是名村字仲田1687番地22
伊是名村役場建設環境課　担当：玉城
TEL：0980-45-2004　FAX：0980-50-7011　E-Mail：tetsuya@vill.izena.lg.jp